河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)第22第1項及び第2項の規定に基づき、令和3年3月25日付けで指定した都市・地域再生等利用区域の指定等については以下のとおり一部を変更する。

令和4年3月14日

関東地方整備局長

## 第2 都市·地域再生等占用方針

- 1. 都市・地域再生等利用区域において占用許可を受けることができる施設
  - 1) 広場
  - 2) イベント施設
  - 3) 遊歩道
  - 4) 船着場
  - 5) 船舶係留施設又は船舶上下化施設(斜路を含む。)
  - 6)前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
  - 7) その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

## 2. 都市・地域再生等占用施設の内容等について

- 1) ダムサイトエリア ツアー客の施設見学、堤体アクティビリティ、イベントの実施、 飲食物の提供及び物品の販売、リムトンネルを使った酒貯蔵
- 2) 八ッ場大橋エリア バンジージャンプ
- 3) 川原畑湖岸エリア

養蜂

- 4)川原湯温泉駅周辺エリア キャンプ、バーベキュー、水陸両用バスの運行(夏季)、カヌー・カヤック等ツアー
- 5) 林ふるさと公園エリア 公園、飲食物の提供及び物品の販売、 カヌー・カヤック等ツアー、観光船の運航

- 6) 八ッ場湖の駅丸岩周辺エリア 水陸両用バスの運行(春秋季)、ゴムボート等ツアー、観光船の運航
- 7) 長野原さくら公園エリア 公園、飲食物の販売及び物品の販売